

Monthly Note

(全労済協会だより)

vol.146



CONTENTS

- ◆自治体提携慶弔共済保険
ご請求についての案内……………1
- ◆暮らしの中の社会保険・労働保険(60)
「時間外労働等の上限規制について」……………3
- ◆2019年退職準備教育のための研修会
「コーディネーター養成講座」開催のお知らせ(事前告知) ……2
- ◆第166回理事会開催報告……………4
- ◆(公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力 ……2
- ◆当協会ホームページのご紹介……………4

自治体提携慶弔共済保険 ご請求についての案内

就学祝金 ※会員のお子様、小学校、中学校、高校、大学に入学した事由に対してお支払いする祝金です。

今年も入学の季節が近づいてきました。4月はお子様の入学などお祝い事を控えている会員様も多いのではないのでしょうか。

各サービスセンター等におかれましても、自治体提携慶弔共済保険の請求手続きが、通常の月よりも増加する時期かと思えます。

以下に、昨年度の就学祝金の年間支払い件数と、3月・4月・5月の支払い件数をご紹介します。各団体におかれましてはご請求忘れのないよう、会員様へのご案内と手続きをお願いいたします。

なお、就学祝金のご請求については、4月1日以降の受付となります。

請求事由	2017年度全体の支払い件数 (2017年6月～2018年5月)	2018年				合計件数	2017年度内の比率
		3月	4月	5月			
小学校入学	6,853	53	1,028	3,838	4,919	71.77%	
中学校入学	5,930	46	842	3,325	4,213	71.04%	
高校入学	150	1	22	57	80	53.33%	
大学入学	13	0	0	12	12	92.30%	
合計	12,946	100	1,892	7,232	9,224	71.24%	

保険金請求書類の改訂

新年度に向けて、「保険金請求書」、および送付時の「保険金請求書(集計表)」の改訂を準備しています。2019年6月を目途に一齐切り替えを予定しています。

詳細は4月にホームページにてご案内します。

なお、現在の帳票在庫が少なくなっているため、発注いただいた際には数量調整や代替案内をすることもあります。ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

「保険金支払の手引き」の改訂

保険金請求に関わるお問い合わせが、年間を通じて大変多くなっています。多様なケースがありますので、ご担当の皆様にはご苦勞をお掛けしていますが、少しでも事務処理の軽減につながるよう「保険金支払の手引き(2017年4月)」を見直しています。2019年6月改訂を目途に準備を進めていますので、詳細は改めてご案内いたします。

2019年退職準備教育のための研修会 「コーディネーター養成講座」開催のお知らせ(事前告知)

当協会では、労働組合等における退職準備教育の普及・推進を担うコーディネーターの養成を目的に1992年から研修会を開催しています。

2019年は、初任者向けの「基礎研修会」のみを東京と大阪の2会場にて、7月に開催する予定です。例年と取り扱いが異なりますのでご注意ください。

なお、詳細は決まり次第、本誌にてご案内いたします。

(公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力

ベトナムでのセミナーへの講師派遣

公益財団法人 国際労働財団(JILAF)の実施するSGRA事業(注)の一環として、ベトナムにおいて、インフォーマル・セクター労働者支援に向けた各種セミナーが開催されました。当協会からも初めてとなるベトナムに講師を派遣し、日本の相互扶助制度を紹介して事業協力しました。

■ SGRAベトナム(ハノイ)

日程：2019年1月20日(日)～23日(水)



タイの国際政労使代表者会議への参加

同じく、SGRA事業を実施する7カ国(タイ・バングラデシュ・ネパール・ラオス・ベトナム・スリランカ・カンボジア)の政労使の代表者が参集して開催された会議(International Tripartite Meeting)へ、当協会の代表者が初めて参加し、相互扶助事業のセッションで各国代表者と意見交換し、SGRA事業への協力を行いました。

■ SGRA 政労使代表者会議

場 所：タイ(バンコク)

日 程：2019年2月16日(土)～19日(火)



(注)SGRA事業：国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業および労使関係労働政策事業

(詳細は「ウェルフェア6号」(2019年4月発刊予定)にてご報告します。)

今年4月から法定労働時間を超える時間外労働等の規制が強化されます。今回はこれを考えます。

Q1. これまでの規制はどんな内容だったのですか。

A1. 労働基準法により使用者は労働者に対して原則として、1週40時間、1日8時間(法定労働時間)を超えて労働させてはならず、また1週間に1日の休日(法定休日)を与えなければなりません。しかし労使協定(36協定)を締結し労働基準監督署に届け出れば、協定時間・日数を限度として法定労働時間を超え、また法定休日に労働させても法違反にはなりません。

36協定により法定労働時間を超えることができる時間の上限について、同法36条2項に基づく厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」(限度基準)は、月45時間、年間360時間等(限度時間)と定め、弾力措置として、臨時的な特別の事情と延長の手続きを労使合意すれば、1年のうち半分までは限度時間を超えて労使協定した特別延長時間まで労働時間を延長すること(特別条項付き36協定)を認めています。そして、同法36条3項、4項は36協定内容をこの限度基準に適合させる義務や、行政が助言・指導を行うことを定めましたが罰則はなく、限度基準は特別延長時間の上限時間数や法定休日労働の日数・時間を何ら定めていません。

Q2. 法改正で規制内容はどう変わるのですか。

A2. 改正労働基準法は、①36協定の対象期間を1年間、②限度時間を月45時間、年360時間、③特別条項の特別延長時間を、時間外労働と休日労働の合計で月100時間未満、時間外労働を年720時間以下、④対象期間に月の限度時間を超えられる月数を6ヶ月以内、等と本則で規定しました。また、36協定で留意する「指針」を新たに策定し、安全配慮義務や健康・福祉確保措置について指導することも決めました。

特に同法36条6項は、法定労働時間を超える時間外労働時間と法定休日労働時間の合計を1ヶ月100時間未満、2～6ヶ月の合計の月平均をすべて80時間以下とすることを義務づけ、違反した場合は6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金としました。つまり、上限規制を強化するとともに、罰則付に変わりました。

実務上、次の点に注意する必要があります。

第1に、「所定」と「法定」の違いです。労働基

準法が規制するのは法定外労働時間と法定休日労働であり、所定外労働時間(所定労働時間を超え法定労働時間までの労働時間)と所定休日労働(法定休日以外の休日の労働)への労働基準法による規制はありません。ただし、所定休日労働の結果、週40時間を超えれば時間外労働の対象となります。

第2に、「2～6ヶ月合計の月平均80時間以下」の計算対象月は一つの36協定の対象期間内に限定せず、対象期間を超えて通算します。ただし、改正法施行後の36協定を対象とするので、改正前の規制が適用される今年3月31日を含む36協定の対象期間は除外されます。

第3に、規制を免れる目的で36協定を途中で破棄・再締結することも懸念されます。そこで通達はこれを原則禁止し、やむを得ず途中で再締結する場合でも、1年の延長時間および限度時間を超える月数の規制は、新協定と破棄された協定の両方の遵守を義務づけました。

第4に、労働者が転勤した場合、労働時間は異なる事業場でも通算するため、転勤前後を通算して、1ヶ月100時間未満、2～6ヶ月合計の月平均80時間以下の規制が適用されます。

なお、新規制の大企業への適用は今年4月ですが、中小企業へは来年の2020年4月からです。

Q3. 長時間労働は改善されるのでしょうか。

A3. 今回の改正後も、休日労働以外の時間外労働が年間720時間、休日労働を組み合わせると最大で年間960時間の法定労働時間を超える労働が可能です。

そもそも長時間労働は労働組合または労働者代表と使用者との交渉により改善をめざすべきものです。しかし、労働者代表一人と会社との交渉力格差はきわめて大きく、例えば労使委員会(労使同数各5名をイメージ)の4/5以上での議決の規定を参考に、女性や高齢者、非正規労働者など多様な人の加わる事業場労働者複数代表制の検討や、労働者代表の適正な選出、36協定の周知の検証等が必要です。

長時間労働は社会保険・労働保険の保険料と給付の両面に影響を与えますが、法改正が労働者への安全配慮義務の徹底、健康障害による社会的費用の抑制の契機になるか注目されます。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

第166回理事会開催報告

第166回理事会を開催し、全ての議案が承認されました。

- 決議日：2019年2月19日(火)
- 場 所：当協会会議室
- 議 題：

【協議事項】

- 第1号議案 2018年度上半期業務報告・中間決算報告承認に関する件
- 第2号議案 2019年度事業計画(素案)に関する件
- 第3号議案 四役会議運営規則の一部改定に関する件

当協会ホームページのご紹介

【キーワードによる検索】
キーワードから掲載記事の検索ができます。



【事業別・内容別のページ区分】
閲覧したいページにすぐにアクセスできます。

当協会のホームページは、閲覧される皆様
が知りたい情報にアクセスしやすくするために、
事業別・内容別に整理して、キーワード検索
もできるようにしています。
ぜひご利用ください。

全労済協会 (URL : <https://www.zenrosaikyokai.or.jp>)

【法人火災共済保険の保険料見積依頼】
保険料見積の依頼ができます。

【動画配信】
シンポジウム等の模様を動画でご覧いただけます。

【広報誌・メールマガジンのお申し込み】
広報誌発送やメールマガジン送信はこちらでお申し込みいただけます。

Monthly Note (全労済協会だより) vol.146 2019年3月

発行： **全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人：神津 里季生 編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421
<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>
シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)
各種共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)
(営業時間 土、日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)